

グリーン移行のための消費者のエンパワーメント指令  
(Empowering Consumers Directive) FAQ  
—認証取得者向け（日本語参考訳）

この FAQ は、グリーン移行のための消費者エンパワーメント指令（以下、同指令）の要件に準拠する点に特化した事項を扱っており、コンプライアンス要件に関する包括的な参考資料ではございません。詳細については欧州委員会が公表している Q & A ([こちら](#)から入手可能) をご参照ください。

## 概要

Q：同指令（EmpCo）への適合に向け、FSC-STD-50-001 第3版で導入された主な変更点は何ですか？

EmpCoとの整合性を確保するため、以下の3つの変更を行います：

1. 全ての FSC ライセンス取得者に対して FFAF マークの段階的廃止。（製品用ラベル及び広告宣伝）
2. 製品上の FSC ラベルの変更：
  - fsc.org ウェブサイトの記載を必須要素に
  - 製品タイプは全状況で必須要素に（複数製品タイプの記載可）
  - 製品タイプだけではどの FSC 認証材を指すか明確でない場合、追加説明文が必須に
3. 広告宣伝での FSC 商標使用に関する変更：
  - 広告宣伝文言と共に fsc.org ウェブサイトの記載が必須に
  - 補足文書となる FSC-STD-50-001a に、広告宣伝文言および適用される要求事項を追加

注記：FSC 商標を使用するデザインの更新（例：広告宣伝に、fsc.org ウェブサイトを追加する、あるいは FSC 製品ラベルに fsc.org ウェブサイトを追記する、など）は、新しい商標使用となりますので、認証機関に承認申請をお願いします。

## FFAF マークの段階的廃止

Q：FFAF マークはいつ廃止されますか？

EU 市場において、製品またはコミュニケーション（デジタル・印刷物）で FFAF マークを使用している全てのライセンス取得者に対し、2026 年 9 月までに FFAF マークを削除するよう推奨します。この法律への適合期限に加え、全ての認証取得者は遅くとも 2029 年 1 月までに FSC-STD-50-001 の第3版の移行

を完了しなければなりません。

**Q : FSC の規格移行スケジュールと、EmpCo の遵守スケジュールの違いは何かですか？**

FSC の規格移行スケジュールとは、ライセンス取得者が新しい規格やガイダンス文書へ移行するために、FSC が設定した期間のことです。この移行は、FSC 認証制度の適合性を維持するためのものです。移行期限は FSC によって定められ、通常は 18 ヶ月以上の期間が設けられますが、最新の規格（FSC-STD-50-001 V3-0）への移行機関は 2 年半設けられています。

一方で、EmpCo 遵守スケジュールは、EmpCo の要求事項を満たすために必要な修正を行うべき「法的な期限」を指します。これは欧州連合（EU）によって設定され、加盟国によって執行されます。この期限は 2026 年 9 月です。

最新の規格（FSC-STD-50-001 V3-0）へ移行することで、EmpCo の遵守も担保されますが、2026 年 9 月の期限に向けて、FSC が発行する「EmpCo 対応ガイド」に従えば、移行前でも法的な適合を達成することができます。その後、2029 年 1 月までに最新規格への移行を完了させてください。

**Q : EmpCo の要求事項に適合するために、FSC-STD-50-001 V3-0 へ移行する必要がありますか？**

いいえ。 最新の V3-0 へ正式に移行しなくても、必要な修正を行うことは可能です。現行の「FSC-STD-50-001 V2-1」において、今回の変更に関連するすべての修正はすでに認められています。まずは「EmpCo 対応クイックガイド」を確認し、必要な対応を確認してください。なお、すべての制作物は、従来通り FSC-STD-50-001 の規定に従い、商標使用承認を受ける必要があります。

**Q : FFAF（Forests For All Forever）マークは、いつ「FSC ブランドハブ」から削除されますか？**

FFAF マークは、FSC-STD-50-001 V3-0 への移行期間が終了する 2029 年 1 月まで、引き続き使用可能です。現在の FSC-STD-50-001 V2-1 を使用している認証取得者は、その規格で定義されているすべての商標を使用する権利があるからです。なお、EmpCo の遵守期限や V3-0 への移行期限を常に意識していただけるよう、FSC ブランドハブで、ポップアップ表示や免責事項などが追加される予定です。

## FFAF マークの段階的廃止について：在庫・誤使用・特例措置

**Q：FFAF マークが付いた既存在庫の扱いはどうなりますか？**

EU 市場で販売、または広告宣伝されるすべての製品は、在庫を含め、2026 年 9 月から適合している必要があります。

ここでいう「在庫」とは、各市場の規制に応じ、2026 年 9 月（EmpCo 遵守期限）または 2029 年 1 月（FSC-STD-50-001V3-0 移行期限）のいずれか該当する期日より前に製造された、あらゆる製品および資材を指します。

EU 市場において、FFAF（Forests For All Forever）マークが付いた FSC 認証製品を販売または宣伝する場合は、2026 年 9 月までに当該マークを隠すか、取り除いてください。

### 【EU 域外マーケットにおける FFAF マーク付き在庫の扱い】

EU 市場以外で FFAF（Forests For All Forever）マーク付きの FSC 認証製品を販売・宣伝する場合、在庫については現行の FSC ルールが適用されます。

つまり、FSC-STD-50-001 V2-1 に基づいて承認を受け、同規格に適合している FFAF マーク付きの製品は、在庫がなくなるまで継続して販売することが可能です。

ただし、最新規格（FSC-STD-50-001 V3-0）へ移行した後は、FFAF マークを使用した新しい製品や販促物を作成することはできません。

**Q：期限後も意図的、あるいは不注意によって FFAF マークを使い続けた場合、FSC はどう対応しますか？ 通常の「商標の誤使用（Misuse）」となるのでしょうか？**

FSC の規格移行期限（2029 年 1 月 1 日）を過ぎて FFAF マークを使用し続けた場合は、通常のプロセスに基づき、FSC による「商標の誤使用」として扱われます。

これに加え、認証取得者は、EmpCo が定める 2026 年 9 月の法的期限を守らなかった場合、EU 市場において法令違反のリスクにさらされる可能性があります。FSC は、当該指令を遵守するために使用を停止すべき旨を明確に通知しているため、段階的廃止の期限後に発生した無許可の使用について、FSC は一切の責任を負いません。

## **Q：移行期間をさらに延長する可能性はありますか？**

FSC-STD-50-001 V3 の公示から規格移行の期限まで、すでに「3 年間」の期間が設けられています。（規格発効前の最初の 6 ヶ月間は正式な移行期間には含まれませんが、移行準備期間として活用可能です）。この延長された移行期間は、認証取得者の皆様がすべての変更に対応するための十分な時間を確保するために採用されたものであり、すでに標準的な移行期間である 18 ヶ月から大幅に延長されています。

## **ラベリングについて**

### **Q：必須要素が更新された新しい FSC ラベルは、すでに利用可能ですか？**

はい。 EmpCo および FSC-STD-50-001 V3-0 の要求事項に適合した必須要素を含む製品用ラベルは、すでに「FSC ブランドハブ」で利用可能です。現在、ラベル上の「fsc.org（ウェブサイトアドレス）」はオプション項目として表示されていますが、ラベルを作成・ダウンロードする際は、必ずチェックを入れて（表示項目として）ください。

### **Q：なぜ FSC のウェブサイトアドレスが、FSC ラベルの必須要素になったのですか？**

FSC ラベルという限られたスペースだけでは、認証プロセスや関連規格に関するすべての重要な情報を伝えることができないためです。

製品ラベルに新たな要素を追加して認証取得者への負担を増やすことを避けつつ、消費者を FSC のウェブサイトへと誘導することで、何が認証されているのか、その背景にあるシステムはどうなっているのかを、明確かつ包括的で分かりやすく説明する手法を採用しました。

FSC ウェブサイトでは、EmpCo が定める認証スキームへの要求事項（認証取得の方法、不適合への対応手順、FSC の規格や要求事項に関する情報など）に適合した重要な情報を提供しています。これにより、製品用ラベルだけでは伝えられない情報のギャップを補い、透明性を高めることができます。

### **Q：製品用ラベルに「ラベルテキスト」を使用し続けることはできますか？**

はい、可能です。 従来のラベルテキスト（100% ラベルの「適切に管理された森林資源」、ミックスラベルの「責任ある森林管理を支えています」、リサイクルラベルの「リサイクル材料を使用した」）は、引き続き利用できます。これらは「任意（オプション）」の要素となるため、掲載するか省略するかを選択い

ただけます。

**Q：製品タイプに加えて、追加文言が必要になるのはどのような時ですか？また、なぜそれが EmpCoにおいて重要なのですか？**

EmpCo では、製品の「特定の一部」に関する環境主張であるにもかかわらず、あたかも「製品全体」に関する主張であるかのように見せることを禁止しています。そのため、「製品タイプ」を明記することは、EmpCo に適合するための不可欠な要素となります。

しかし、製品タイプだけでは不十分で、消費者の誤解を防ぐために「追加文言」が必要になる場合があります。

#### 追加文言が必要なケース：

FSC 認証製品が、同じ森林由来原料（木材・紙など）からなる複数のパーツで構成されており、そのうちの一部のパーツのみが FSC 認証を受けている場合、ラベルが製品のどの部分を指しているのかを具体的に特定するための追加文言が必要となります。

#### 例 1：紙パッケージに入ったコピー用紙（両方とも「紙」でできている場合）

中身のコピー用紙だけが FSC 認証で、外装の紙パッケージは非認証。

製品タイプに「紙 (Paper)」と記載するだけでは不十分で、誤解を招く恐れがあります。消費者は「中身も外箱も両方 FSC 認証だ」と思い込んでしまう可能性があるため、「中身の用紙のみ認証」といった追加文言が必要です。

#### 例 2：紙パッケージだけが認証されている場合

外装の紙パッケージだけが FSC 認証で、中身（コピー用紙）は非認証。

この場合、製品タイプに「パッケージ (Packaging)」と記載するだけで十分です。消費者が「パッケージ」という言葉を見て、中身の「用紙」まで認証されていると誤解する可能性は低いため、追加の文言は不要です。

#### 追加文言が不要なケース：

製品に 2 つのラベル（製品タイプ「紙」と、製品タイプ「パッケージ」）がそれぞれ付けられている場合は、各々が別の対象を指していることが明確なため、追加文言は不要です。（※複数の製品タイプを一つ

のラベルに表示できる機能は、2026年7月までにFSCブランドハブで利用可能になる予定。)

**Q：複数の製品タイプを表示できるFSCラベルがブランドハブで利用可能になったら、すぐに使い始めてもよいですか？先にFSC-STD-50-001 V3-0へ移行する必要がありますか？**

はい、ブランドハブで利用可能になり次第、すぐに新しいラベルオプションを使い始めることができます。現行の規格(FSC-STD-50-001 V2-1)において、複数の製品タイプを表示することを禁止する規定はないためです。

**Q：FSC-STD-50-001 V2-1に従い、製品タイプをFSCラベルの外側に記載する方法を継続できますか？**

FSCブランドハブで「複数の製品タイプに対応したラベル」が提供されるようになるまでは、ラベルの外側にテキストで複数の製品タイプを記載することが、認証取得者にとって唯一の選択肢となります。

この方法は、最新規格(FSC-STD-50-001 V3-0)へ移行するまで継続して利用可能です。ただし、V3-0へ移行した後は、少なくとも一つの製品タイプをラベルの内側に含めることが求められます。(その他の製品タイプについては、引き続き追加文言として外側に記載することも可能ですが)。これは、新規格において、製品タイプが「いかなる場合も必須のラベル要素」となったためです。

**Q：表示要素の構成(必須項目の有無など)が異なるラベルが付いた既存庫は、どのようになりますか？**

トレーダー(取扱事業者)は、既存庫を含め、EU市場に出回るFSCラベルが2026年9月からEmpCoの要求事項に適合していることを確実にする必要があります。

トレーダーが、推奨されるすべてのラベル要素を含んでいないFSCラベルを確認した場合には、既存庫をEmpCoに適合させるための実務的な対策を取る必要があります。選択肢としては、販売する際、「シール貼付による修正(隠す、または訂正する)」や、「必要情報を追加する」といった方法があります。

なお、FSCラベルのデザインを更新することは「商標の新たな使用」に該当するため、必ず認証機関による承認を受ける必要があることに注意してください。